

改正 平成28年4月1日

## 1 目的

この基準は、青梅市図書館の資料収集に関して、青梅市図書館条例（昭和47年条例第12号）第2条の2に規定する事業を効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 基本姿勢

(1) 市民の知る自由を保障・実現する機関として、次に掲げる事項を考慮の上、主体的に判断して資料収集に当たるものとする。

ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集し、蔵書全体として、中立性・公平性を期するものとする。

イ 著者の思想的・宗教的・党派的立場に捕らわれて、その著作を排除することはしないものとする。

ウ 個人的な関心や好みによる選択はしないものとする。

エ 個人・組織・団体等からの圧力や干渉により、収集の自由を放棄することや、紛糾を恐れて自己規制はしないものとする。

オ 人権・人格権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。

(2) 資料の収集に当たっては、ライフサイクル全体にわたる「生涯学習実現の場」および「市民の本棚」として、広く市民の要望を尊重するものとする。また、潜在化している要望や将来予測される要望も配慮して、資料の収集を行うものとする。

(3) 特殊な分野・領域に関するもので極めて専門性の高い資料あるいは高価な資料は、国立国会図書館、都立図書館、他市区町村の公立図書館、大学図書館および類縁機関と連携・協力し、利用者への資料の提供を図るものとする。ただし、地域資料および図書館として必要と認めた資料は、この限りでない。

(4) 新鮮な蔵書構成を保つため、資料内容を十分考慮し、常に適切な除架・除籍を行うものとする。

(5) 需要の高い資料の複本購入については、上限を定める。ただし、団体利用に供する資料は、この限りでない。なお、寄贈は妨げない。

## 3 資料収集における青梅市図書館の機能

(1) 中央図書館は、青梅市図書館の中核としての資料収集のほか、分館への資料・情報提供および資料保存機能を有する。また、長期的な視野に立ち、将来入手困難となることが予想される資料や、絶版のもの、研究資料の収集保存に努める。

(2) 分館は、地域住民等への図書館サービスを考え資料収集を行う。なお、青梅図書館は、分館の機能を果たすとともに、中央図書館の保存機能を担う。

## 4 青梅市図書館の蔵書構成

### (1) 中央図書館

ア 中央図書館機能を維持・運営するために必要な資料をそろえる。

イ 入門書だけでなく専門的な図書も重視し、大学や専門職レベルの学術書や技術書は、体系的にそろえる。

ウ 青梅市図書館の核として、分館の資料を補完するものとする。

エ 参考図書や地域資料は、積極的にそろえる。

### (2) 分館

ア 分館機能を維持・運営するために必要な資料をそろえる。

イ 小説・娯楽・生活実用・趣味や教養の分野を重視する。

ウ 児童・高齢者を対象とした資料をそろえる。

エ 各地域の特性に応じた蔵書構成とする。

## 5 資料別収集基準

### (1) 図書

## ア 一般図書

- (ア) 市民の趣味・教養・生活実用・調査研究・娯楽等に役立つ資料を、各分野にわたり、入門書から専門書まで幅広く収集する。
- (イ) 最新の出版情報を把握して、新刊書は、積極的に収集する。
- (ウ) 古書や既刊書においても、常に情報を収集し、必要性のあるものや、将来的に入手困難となることが予想されるものは、可能な限り収集する。
- (エ) 高齢者や通常の活字では読むことが困難な人のためには、大活字本を収集する。
- (オ) 手に取りやすい新書や文庫など、利用に合わせ、図書の形態にも留意して収集する。
- (カ) 改訂版・増補版・新訂版等については、旧版および他の版と内容を十分比較検討し、進化・充実が認められる場合は積極的に収集する。
- (キ) 改題書・新装版・豪華版については、原本を所蔵しているときは、原則として収集しない。

## イ 児童図書

- (ア) 子どもたちのあらゆる興味に対応し、心身の発達・成長の手助けとなる、質の高い図書を幅広く収集する。
- (イ) 各分野の定評のある資料で、永年読み継がれ社会的評価の定まった資料は、網羅的に収集し、特に必要と判断した図書については、複本をそろえる。
- (ウ) 子どもの発達段階に応じた内容の資料を収集する。
- (エ) 絵本・物語・紙芝居や調べ学習に役立つ最新の資料を、内容や形態に留意して、幅広く収集する。
- (オ) 子どもが読書の楽しみを知り、読書習慣を身に着けるきっかけとなる資料を収集する。

## ウ 中学・高校生向け図書

- (ア) 娯楽や生活情報の提供に役立つ最新の資料を収集する。
- (イ) 学習の充実・進路選択の指針となる資料を収集する。
- (ウ) 読書習慣を身に着けられる、魅力ある資料を収集する。

## エ 参考図書

- (ア) 市民の調査研究に際し、その参考となる資料（辞書・辞典・年鑑・目録・統計書・白書など）を全分野にわたり幅広く、計画的に収集する。
- (イ) 資料の信頼性や構成・特色に留意して、全体として効果的に収集する。
- (ウ) 参考図書の利用目的をかんがみ、最新資料を適切に収集する。
- (エ) 青梅市の行政を支援するため、政府諸機関・地方公共団体およびその他の公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

## オ 地域資料

- (ア) 青梅市に関する資料は、その形態にかかわらず、網羅的に収集する。なお、青梅市に関する資料とは、次に掲げるものをいい、長期保存と情報発信に留意して収集する。
  - a 青梅市域に関する情報が記されているもの
  - b 青梅市が発行しているもの
  - c 青梅市民の作成した資料
  - d 姉妹都市に関するもの
- (イ) 東京都および市区町村に関する資料は、積極的に収集する。
- (ウ) 東京都以外の地域資料は、青梅市に関係のある資料を積極的に収集する。

## カ 寄贈図書

第2項および前記アからオの規定にもとづき収集する。

## (2) 電子資料

- ア 著作権許諾の範囲内で収集する。特に、調査・研究に役立つ資料は、積極的に収集する。
- イ 利用しやすく、内容が信頼できる安定した資料を収集する。
- ウ 電子媒体のみで刊行されている資料にも留意して収集する。

## (3) 視聴覚資料

市民の娯楽や教養に役立つ、多岐にわたる分野の音声（CDなど）・映像（DVDなど）資料を、著作権許諾の範囲内で収集する。

ア 音声資料

音楽（伝統音楽から現代音楽まで）を中心に、教養・娯楽など多岐にわたる分野から、内容に留意して収集する。

イ 映像資料

映画を中心に、記録もの・教養など多岐にわたる分野から内容に留意して収集する。

(4) 逐次刊行物

ア 新聞

最新の情報が得られる資料として、次に掲げる資料を収集する。

(ア) 全国紙

(イ) 代表的な外国紙（言語を考慮する。）

(ウ) 小学生や中学・高校生向けの資料

(エ) 地域に関連する資料

(オ) 新聞の縮刷版（参考図書に準じて収集）

イ 雑誌

(ア) 分野、テーマに偏りなく収集する。

(イ) 外国誌は、言語を考慮し、代表的なものを収集する。

(ウ) 各年代向けの資料を収集する。

(エ) 地域に関連する資料を収集する。

(オ) 永年保存に値する資料は、継続的な収集と保存に努める。

ウ 年鑑および白書

参考図書に準じて収集する。

(5) ハンディキャップ資料

ア 障害に応じて利用することができる、適切な形態の資料を著作権許諾や相互協力の必要性も十分考慮し、幅広く収集する。

イ 文学・実用書・雑誌・新聞など利用者の意向を考慮の上、幅広く収集・作成する。

(6) その他の資料

今後の需要に対応するための様々な形態の資料に対して、調査や情報収集に努め、可能な範囲で収集する。

6 資料別選定基準

資料の選定に当たっては、別に定める青梅市図書館資料選定基準によるものとする。

7 実施期日等

(1) この基準は、平成20年3月1日から実施する。

(2) 青梅市図書館の運営および資料収集に関する基準（平成2年9月1日実施）は、廃止する。

8 経過措置

この基準の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。